

新潟県公安委員会規則第10号

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成29年6月9日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（新潟県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部改正）

第1条 新潟県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及びストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）に規定する新潟県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する事務の一部を新潟県警察本部長（以下「本部長」という。）等へ委任するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(本部長へ委任する事務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>ストーカー規制法第17条第1項の規定により、次の各号に掲げる事務は、本部長が行う。</u></p> <p>(1) <u>ストーカー規制法第5条第1項又は第3項の規定による命令</u></p> <p>(2) <u>ストーカー規制法第5条第2項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞</u></p> <p>(3) <u>ストーカー規制法第5条第3項の規定による意見の聴取</u></p> <p>(4) <u>ストーカー規制法第5条第6項又は第7項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による通知</u></p> <p>(5) <u>ストーカー規制法第5条第9項の規定による延長の処分</u></p> <p>(6) <u>ストーカー規制法第13条第2項の規定による報告徴収等</u></p> <p>(警察署長へ委任する事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 <u>ストーカー規制法第17条第1項の規定により、次の各号に掲げる事務は警察署長が行う。</u></p> <p>(1) <u>ストーカー規制法第5条第3項の規定による</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号）<u>及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）</u>に規定する新潟県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する事務の一部を新潟県警察本部長（以下「本部長」という。）等へ委任するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(本部長へ委任する事務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

<p>命令</p> <p>(2) <u>ストーカー規制法第5条第6項又は第7項の規定による通知（前号に掲げる命令に係るものに限る。）</u></p> <p>(3) <u>ストーカー規制法第13条第2項の規定による報告徴収等（第1号に掲げる命令をする場合に限る。）</u></p>

（新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部改正）

第2条 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する同表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号を削る。

改正後		改正前	
別表		別表	
種別	警察本部長が専決できる事務	種別	警察本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
ストーカー行為等の規制等に関する法律に係	(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) (略)	ストーカー行為等の規制等に関する法律に係	(1) <u>ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第9条第2項の規定による禁止命令等をするため必要な報告又は資料の提出の要求</u> (2) <u>ストーカー規制法第10条第3項又は第5項の規定による関係公安委員会への通知</u> (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) (略) (13) (略) (14) (略)
(略)		(略)	

附 則

この規則は、平成29年6月14日から施行する。